

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費( )	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,025単位)	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	
	定期巡回サービス費 (1回につき 386単位)						
	随時訪問サービス費( ) (1回につき 588単位)						
	随時訪問サービス費( ) (1回につき 792単位)						
ロ 夜間対応型訪問介護費( )	(1月につき 2,800単位)		事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 × 85 / 100				
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算( ) (1日につき +3単位)	(一)認知症専門ケア加算( ) (1日につき +4単位)	(一)認知症専門ケア加算( ) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算( ) (1月につき +120単位)		
		(二)認知症専門ケア加算( ) (1日につき +4単位)					
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算( ) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算( ) (1月につき +120単位)				
		(二)認知症専門ケア加算( ) (1月につき +120単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +22単位)	(二)サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +18単位)	(三)サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +6単位)			
		(二)サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +18単位)					
		(三)サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +6単位)					
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき +42単位)			
		(二)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき +126単位)					
		(三)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき +42単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)						
ヘ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 63 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)						
ト 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき + 所定単位 × 24 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計					

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入